

NO	項目	質問内容	回答
5-1	事業者	介護職員が研修を修了し、認定証の交付を受けた者が、病院に就職した場合、その資格は有効か。(病院に入院中の患者さんにも喀痰吸引等の行為は出来るのか。)	医療機関においては、認定証交付者であっても介護職員が喀痰吸引等のケアは実施できません。(登録事業者の対象外であるため)
5-2	事業者	平成27年度からの登録喀痰吸引等事業者は、実地研修を修了していない介護福祉士(平成27年度以降国家試験合格者)に対し、実地研修を行うことになるため、当該実地研修を担当する指導看護師は保健師、助産師または看護師を配置しなければならないのでしょうか。	登録事業者の種類として、平成24年度からの『登録特定行為事業者』と平成27年度からの『登録喀痰吸引等事業者』があります。そのうち、平成27年度から始まる『登録喀痰吸引等事業者』は、実地研修を修了していない介護福祉士(27年度以降国家試験合格者)に対して実地研修を実施し、都道府県に報告することとなっていることから、実地研修の実施できる体制を整備しておく必要はあると考えられますが、医師や事業所外の看護師に協力を得て行うといったことも可能と思われます。
5-3	事業者	訪問介護事業所に、看護師の資格を持った訪問介護員がいれば、登録特定行為事業者になれるのでしょうか。	登録特定行為事業者になれます。この場合、訪問介護事業所の訪問介護員としてたんの吸引等を行うため、事業者の登録が必要となります。なお、看護師の資格をもった訪問介護職員は、認定証の交付を受ける必要はありません。